

公募型指名競争入札の執行について

公募型指名競争入札を次のとおり執行する。

令和8年5月27日

大阪市住宅供給公社
理事長 栗屋 千恵子

1 担当課

〒530-0041 大阪市北区天神橋6丁目4番20号
大阪市住宅供給公社総務部経理課
電話 06-6882-7003

2 入札に付する事項

(1) 委託名称

- ①新森住宅外 64 住宅石綿含有建材（外壁仕上げ塗材等）採取及び成分分析調査業務委託
- ②長柄東住宅外 53 住宅石綿含有建材（外壁仕上げ塗材等）採取及び成分分析調査業務委託

(2) 履行場所

- ①大阪市旭区新森6丁目10番外 新森住宅1号館外 64 住宅
 - ②大阪市北区長柄東2丁目6番外 長柄東住宅4号館外 53 住宅
- （詳細は仕様書による）

(3) 履行期間

- ①契約締結日 から 令和9年1月29日（金）
- ②契約締結日 から 令和9年1月29日（金）

(4) 業務概要

本業務は、上記対象施設の改修工事の事前調査として実施するもので、外壁仕上げ塗材等を、受注者が試料を採取し、各検体について対象種（アクチノライト、アモサイト、アンソフィライト、クリソタイル、クロシドライト及びトレモライト）の6種類について定性分析を行う。

3 発注方式

単体企業に発注する。

4 入札参加資格

次に掲げる条件のすべてに該当し、大阪市住宅供給公社（以下「公社」という。）の入札参加資格審査において、その資格を認められた者は、入札に参加することができる。

- (1) 入札参加申請時において、令和7・8・9年度大阪市入札参加有資格者名簿に業務委託種目「09 環境調査・検査その他の調査・検査 01 環境調査・検査」又は「09 環境調査・検査その他の調査・検査 03 その他調査」又は「09 環境調査・検査その他の調査・検査 04 その他検査」のいずれかの登録があること。
- (2) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止措置を受けていないこと。
- (3) 入札参加申請時において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと。
- (4) 大阪市住宅供給公社契約規程第7条第2項及び第3項に該当しない者であること。
- (5) 申請者と直接的な雇用関係があり、次の①②の要件を満たす業務責任者を配置できること。

①含有分析実施において、次のア～オのうちいずれかの資格を有していること

- ア 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術の評価事業」により認定される A ランク若しくは B ランクの認定分析技術者又は定性分析に係る合格者
- イ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- ウ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- エ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定 JEMCA インストラクター」
- オ 一般社団法人日本繊維状物質研究協会が実施する「石綿の分析精度確保に係るクロスチェック事業」により認定される「建築物及び工作物等の建材中の石綿含有の有無及び程度を判定する分析技術」の合格者

②試料採取実施において、次のア～イのうちいずれかの資格を有していること

- ア 建築物石綿含有建材調査者講習等登録規程に基づく、特定建築物石綿含有建材調査者講習又は一般建築物石綿含有建材調査者講習の修了者
- イ 一般社団法人日本アスベスト調査診断協会に登録されている者

(6) 関係会社の参加制限

入札に参加しようとする者が、次のいずれかの関係に該当する場合は、そのうちの 1 者しか参加できない。

(1) 資本関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。

- ① 子会社等（会社法第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

次のいずれかに該当する 2 者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段に定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 1) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 2) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 3) 組合の理事

- 4) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下単に「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) 次のいずれかに該当する2者の場合
- ① 組合とその構成員
- ② 一方の会社等の電話、ファクシミリ、メールアドレス等の連絡先が、他方の会社等と同一である場合
- ③ 一方の会社等において公社の入札に関わる営業活動に携わる者が、他方の会社等と同一である場合
- (4) その他適正な入札が阻害されると認められる場合
- 上記(1)から(3)と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合

5 入札参加申請等

(1) 入札参加を希望する者は、次の書類を提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 公募型指名競争入札参加申請書

イ 印鑑証明書（原本）

注 申請時において、発行日より3か月以内のものに限る。

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

注 入札参加の申請・入札・契約締結等の権限を委任する場合のみ必要。

注 受任者は支店長・営業所長又はこれに準ずる地位以上の者に限る。

オ 配置予定業務責任者調書

注 資格等を証明できるものを添付すること。

注 申請者と直接的な雇用関係が確認できるものを添付すること。（以下の中からいずれか1つ。）

- ・健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書の写し
- ・住民税特別徴収税額の決定・変更通知書の写し（市町村発行特別徴収義務者用）
- ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届の写し（年金事務所の受付がわかるもの）
- ・雇用保険被保険者証の写し
- ・雇用保険被保険者通知書の写し（事業主通知用）

カ 資本関係・人的関係等に関する調書

(2) 交付期間

令和8年5月27日（水）から 令和8年6月10日（水）

9：00～17：00（12：15～13：00を除く）

但し、土・日曜日及び祝日の公社休業日を除く。

(3) 交付場所

下記にて受領するか、公社ホームページよりダウンロードすること。

公社 経理課（契約担当）

大阪市北区天神橋6丁目4番20号（住まい情報センター6階）

T E L 06-6882-7003

ホームページ <https://www.osaka-jk.or.jp/>

(4) 受付期間

令和8年6月9日（火）から 令和8年6月10日（水）

14：00～17：00

- (5) 受付場所
上記(3) 交付場所と同じ。
 - (6) 申請書類は、入札参加受付期間に受付場所に持参して提出しなければならない。
 - (7) 申請書類の作成及び提出にかかる費用は、申請者の負担とする。
 - (8) 提出された入札参加資格審査資料は、申請者に無断で他に使用しない。
- 6 入札参加申請書の取扱いについて
受付後の入札参加申請書の撤回は認めない。
- 7 入札参加者の指名等
 - (1) 入札参加申請の提出書類により入札参加資格を審査したうえ、令和8年6月15日(月)に電話にて指名通知し、指名通知書を交付する。
 - (2) 指名されなかった申請者に対しては、理由を付して通知する。
- 8 質疑等
 - (1) 仕様書等に疑義がある場合は、下記の日時までに質疑書をFAXにて提出すること。
質疑受付期限 令和8年6月18日(木) 17:00 まで
質疑提出先 大阪市住宅供給公社 住宅管理部募集センター
FAX 06-6882-7041
 - (2) 回答は、令和8年6月23日付で、公社ホームページ上で掲載する。
- 9 入札執行日時及び場所
 - (1) 入札執行日時
令和8年6月26日(金) ①10:30 ②10:45
 - (2) 入札執行場所
公社 5階 入札室
- 10 入札に参加することができない者
 - (1) 入札参加申請期限までに参加申請をしなかった者、又は入札参加の指名をされなかった者
 - (2) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社競争入札参加停止措置要綱に基づく参加停止中の者
 - (3) 入札参加申請期限より入札執行日時までの間において、大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けた者
 - (4) 入札参加申請時より入札時までの間において、4-(6)に該当する事実が判明した者。ただし、該当する者の1者を除くすべてが入札を辞退した場合、残る1者は入札に参加することができる。
- 11 入札保証金及び契約保証金
 - (1) 入札保証金 免除
 - (2) 契約保証金 契約金額の100分の5以上納付
ただし、大阪市住宅供給公社契約保証金取扱要綱第3条第2項のいずれかに該当するときは、契約保証金を免除する。
 - (3) 契約保証人 不要
- 12 入札の無効
 - (1) 大阪市住宅供給公社契約規程第18条第1項の規定に該当する入札
 - (2) 申請書類に虚偽の記載をした者の入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 上記(1)の規定により落札となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、くじ等により落札者を決定するものとする。

14 その他

- (1) 落札決定後契約締結までに、落札者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の締結を行わないものとする。
- (2) 契約締結後、当該契約の履行期間中に契約者が大阪市住宅供給公社契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けたときは、契約の解除を行うことがある。